

品川区高齢者および障害者世帯のごみ・資源各戸収集事業実施要綱

制定 平成18年3月31日部長決定 要綱第 87号
改定 平成21年4月1日部長決定 要綱第 337号

(目的)

第1条 この要綱は、ごみ集積所・資源回収場所(以下「ごみ集積所」という)にごみや資源(以下「ごみ等」という)を出すことが困難な高齢者または障害者世帯(以下「高齢者等」という。)を対象に各戸収集を行うとともに、合わせて高齢者等の安否を確認することにより、日常生活の負担を軽減し、もって区民福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 各戸収集事業の対象世帯は、次の各号に掲げる世帯のうち、ごみ集積所までごみ等を排出することが困難であり、他の助力または援助を得ることができない者とする。

- (1) 70歳以上の高齢者のみで構成されている世帯
- (2) 障害者のみにより構成されている世帯
- (3) その他、区長が特に必要と認めた世帯

(収集ごみ種別)

第3条 収集ごみ種別は、原則として燃やすごみ、陶器・ガラス・金属ごみおよび資源とする。

(手続き)

第4条 各戸収集サービスを受けようとする高齢者等(以下「申請者」という。)は管轄の清掃事務所に品川区高齢者世帯等各戸収集申請書(第1号様式)を提出するものとする。

(調査・決定)

第5条 清掃事務所長は、申請者の身体の状況、住居の状況、ごみ集積所との距離等を調査し、本事業の対象とすることの可否を決定し、品川区高齢者世帯等各戸収集実施・不実施決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知する。

(収集)

第6条 事業の対象となった高齢者等(以下「利用者」という。)は、清掃事務所長が地域ごとに指定したごみの種別、収集曜日・時間等に応じ、住宅の玄関またはドア前にごみを排出するものとする。

(変更・中止)

第7条 利用者は、各戸収集サービスを受ける必要または要件を失った場合には、速やかに管轄の清掃事務所に品川区高齢者世帯等各戸収集利用変更届（第3号様式）を提出しなければならない。

(現地調査等)

第8条 清掃事務所長は、利用者が各戸収集サービスを受ける必要または要件の有無を確認するため必要な書類等の提出または事情を聴取することができる。

2 清掃事務所長は、利用者に各戸収集サービスを提供する必要がないと認めるとき、品川区高齢者世帯等各戸収集中止決定通知書（第4号様式）により通知する。

(委任)

第9条 この要綱の実施について必要な事項は、別に都市環境事業部長が定める。

付則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。